

**独立行政法人国立高等専門学校機構
茨城工業高等専門学校 事務職員採用試験案内**

1. 採用予定職種等

- (1) 職 種 事務職員
- (2) 所 属 茨城工業高等専門学校事務部
- (3) 業 務 内 容 常勤職員として本校の事務部に所属し、組織運営、学生支援、研究協力、地域連携、国際交流等の業務を行う。
変更範囲：変更なし
- (4) 採用予定数 係員 若干名
- (5) 採用予定日 令和9年1月1日から令和9年4月1日までのできるだけ早い時期
(応相談)
- (6) 試用期間の有無 有(6か月間)
- (7) 勤 務 地 茨城工業高等専門学校(茨城県ひたちなか市中根866)
なお、キャリア形成の一環として、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局、他の国立高等専門学校、国立大学法人等への出向を命ずる場合があります。

2. 受験資格

次の(1)～(4)のいずれにも該当する者。

- (1) 令和8年度末現在で45歳以下の者(昭和55年4月2日以降に生まれた者)
※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、上記のとおり募集します(労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項3号のイ)。
- (2) 大学(大学院を含む)、短期大学又は高等専門学校(専攻科を含む)のいずれかを卒業した者
- (3) 外国人の方は、日本語能力試験N1程度を有する者
- (4) 次のアプリケーションソフトの操作に習熟している者
- ・ワープロソフト(Microsoft Word)
 - ・表計算ソフト(Microsoft Excel)
 - ・プレゼンテーションソフト(Microsoft PowerPoint)

※ただし、次の者は試験を受けられません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 日本国籍を有しない者で永住者等日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

3. 試験日・選考方法

選考方法		日時・場所	選考内容等
第一次選考	書類選考		
第二次選考	教養試験（90分） 小論文（60分） 適性検査（20分） 面接	令和8年11月8日（日） 茨城工業高等専門学校	・第一次選考合格者を対象に実施します。 ・教養試験は時事、社会・人文に関する一般知識、文章理解、判断・数的処理、資料解釈に関する能力についての試験です。 ・小論文のテーマは試験当日に提示します。
第三次選考	個人面接	令和8年11月下旬頃 茨城工業高等専門学校	・第二次選考合格者を対象に実施します。 ・詳細は第二次選考合格者へ通知します。

4. 応募書類

- ① 履歴書（本校所定様式に限る）
 - ・本校ホームページの所定様式をダウンロードして使用すること。（PCでの作成可）
 - ・写真は、3か月以内に撮影したものを貼付すること。（写真データ貼付可）
 - ・本試験に関して確実に連絡の取れる電話番号及びメールアドレスを記載すること。
- ② 職務経歴書（A4サイズ、任意様式） ※職務経歴がある方のみ提出

5. 応募方法

（1）電子メールの場合

応募書類をメールにてご提出ください。

メールの件名は「事務職員（常勤）公募への応募（氏名）」としてください。

＜送付先＞総務課人事・労務係 jinji@ibaraki-ct.ac.jp

（2）郵送の場合

封筒の表に「事務職員（常勤）公募応募書類在中」と朱書きし、簡易書留にて送付してください。

＜送付先＞〒312-8508 茨城県ひたちなか市中根866

茨城工業高等専門学校総務課人事・労務係 宛

6. 応募締切日

令和8年10月29日(木)【必着】

7. 選考結果通知

選考の結果は、以下の期日までに電子メールにて通知します。

- ・ 第一次選考の結果 令和8年11月5日(木)
- ・ 第二次選考の結果 試験終了後、1週間程度
- ・ 第三次選考の結果 試験終了後、2週間程度

※試験の成績等については開示しません。

9. 給与等

- (1) 「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」に基づき決定します。
- (2) 期末手当・勤勉手当（いわゆる賞与）が年2回支給されるほか、支給要件を満足する場合は、各種手当（通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当等）が支給されます。

10. 勤務時間・休日・休暇、福利厚生

- (1) 勤務時間：原則として1日7時間45分（週38時間45分）。休憩時間は45分です。
- (2) 休日：原則土・日・祝日及び年末年始です。
- (3) 有給休暇の制度は、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」によります。
- (4) 福利厚生：文部科学省共済組合へ加入することになり、短期給付事業（病気、けが等を受けた組合員に対する給付）、福祉事業（保養施設の利用、貯金等）が受けられます。
- (5) 雇用保険、労災保険に加入します。

11. その他

- (1) 本試験の受験に要する費用は、すべて応募者の負担になります。
- (2) 応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合又は提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、合格を取り消します。
- (4) 受験申込者から取得する個人情報、職員を採用しようとする目的を達成するために利用するものであり、茨城工業高等専門学校以外の第三者には提供又は公表はいたしません。

12. 特記事項

- ・ 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有

無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

13. 問い合わせ先

茨城工業高等専門学校 総務課人事・労務係

TEL : 029-271-2808 E-mail : jinji@ibaraki-ct.ac.jp

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。